

川崎市公告第1196号

川崎市営住宅等敷地内の放置自動車の処分について

次の川崎市営住宅等敷地内にある放置自動車は、令和8年9月14日までに撤去されない場合は、本市が処分することを公告します。

令和8年8月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 放置されている場所（住宅名）

野川東市営住宅

2 放置自動車の台数

バイク 2台（野川東市営住宅敷地内）